| | | 日号外 | ページ |
|---|---|---|---|
| 二〇 | 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品の一部を改正する件 | 二二14二七 | 三 |
| 二一 | 厚生労働大臣が指定する生物由来製品及び特定生物由来製品の一部を改正する件 | 二二14二八 | 三 |
| 二二 | 健康保険法施行規則附則第一条の八の規定により読み替えられた同令第百三十五条の二の二第二項第一号及び第百三十五条の七第一号イの規定に基づき厚生労働大臣が定める額の一部を改正する件 | 二五 | 三 |
| 二三 | 健康保険法施行規則附則第一条の七の規定により読み替えられた同令第百三十五条の二の二第二項第一号及び第百三十五条の七第一号イの規定に基づき厚生労働大臣が定める額の一部を改正する件 | 二五 | 三 |
| 二四 | 健康保険法施行規則第百三十五条の二の二第二項第四号の規定に基づき厚生労働大臣が定める額の一部を改正する件 | 二五 | 三 |
| 二五 | 雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令第五十七条の二第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める率の一部を改正する件 | 二七18 | 九 |
| 二六 | 雇用保険法第十八条第一項及び第二項の規定に基づき同条第四項に規定する自動変更対象額を変更する件の一部を改正する件 | 二八 | 二 |
| 二七 | 雇用保険法第六十一条第一項第二号に規定する支給限度額を変更する件 | 二八 | 二 |
| 二八 | 雇用保険法第六十一条第七項の規定に基づき同条第一項第二号に規定する支給限度額を変更する件の一部を改正する件 | 二八 | 二 |
| 二九 | 介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針の全部を改正する件 | 二九21三五 | 二 |
| 三〇 | 厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部を改正する件 | 二九21三六 | 二 |
| | **○農林水産省** | | |
| 一―八 | 保安林の指定をする件 | 四 | 七 |
| 一―九 | 保安林の指定を解除する件 | 四 | 八 |
| 一一―一六 | 保安林の指定施業要件を変更する件 | 四 | 八 |
| 一七 | 保安施設地区の指定をする件 | 四 | 九 |
| 一八 | 特別母樹林の指定を解除する件 | 四 | 九 |
| 一一―一九 | 保安林の指定をする件 | 五 | 三 |
| 一一―二〇 | 森林法第二十五条第一項の規定に基づき農林水産大臣の指定する重要流域を指定する件 | 五 | 四 |
| 一一―二三 | 令和三年産の水稲及び陸稲に適用する一キログラム当たり共済金額の範囲を定める件 | 六 | 五 |
| 一一―二四 | 保安林の指定をする件 | 七 | 二 |
| 一一―二四二 | 保安林の指定を解除する件 | 七 | 三 |
| 一一―二四四 | 保安林の指定施業要件を変更する件 | 七 | 三 |
| 一一―二四五 | 保安林の指定をする件 | 一二 | 六 |
| 一一―二四八 | 保安林の指定施業要件を変更する件 | 一二 | 六 |
| 一一―二六三 | 指定漁業の許可及び取締り等に関する省令第五十六条の二（同令第六十二条において準用する場合を含む。）の規定に基づき農林水産大臣が定める海域及び漁具に関する制限を定める件の一部を改正する件 | 一二6一〇 | 三 |
| 一一―二七〇 | 保安林の指定をする件 | 一三 | 二 |
| 一一―二七八 | 保安林の指定を解除する件 | 一三 | 三 |
| 一一―二七九 | 保安林の指定施業要件を変更する件 | 一三 | 三 |
| 一一―二八五 | 肥料を登録した件 | 一四 | 四 |
| 一一―二八六 | 肥料の登録の有効期間を更新した件 | 一四 | 六 |
| 一一―二八八 | 生産業者の住所及び肥料の名称の変更に係る届出があった件 | 一四 | 九 |
| 一一―二八九 | 肥料の登録が失効した件 | 一四 | 九 |
| 一一―二九〇 | 死亡廃用共済共済価額設定準則を定める件の一部を改正する件 | 一五 | 三 |
| 一一―二九一 | 農業保険法施行規則第百七条第二項第二号の規定による牛の出生の日における価額の算定の方法を定める件の一部を改正する件 | 一五 | 三 |
| 一一―二九二 | 特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）及びみなみまぐろ）に関する令和三管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件 | 一五9一四 | 三 |
| 一一―三〇〇 | 保安林の指定をする件 | 一八 | 五 |
| 一一―三〇三 | 保安林の指定を解除する件 | 一八 | 六 |
| 一一―三〇四 | 保安林の指定施業要件を変更する件 | 一八 | 六 |
| 一一―三一二 | 保安林の指定をする件 | 一九 | 四 |
| 一一―三一八 | 保安林の指定施業要件を変更する件 | 一九 | 六 |
| 一一―三二九 | 肥料を登録した件 | 一九 | 七 |
| 一一―三四四 | 保安林の指定をする件 | 二〇 | 三 |